ながぬまマオイ夢祭り　キッチンカー出店規約

以下、規約事項を必ずご熟読いただき、ご承諾の上お申し込みください。

1　出店の申込みについて

・申込受付期間　令和８年７月７日（火）９時～令和８年７月１７日（金）１７時
・申込みには、本規約事項に同意いただくほか、ご印鑑と出店料が必要です。
・出店の申込みにあたりに、次の書類のコピーの提出が必要となります。
　① 保健所の営業許可書（許可が必要な食品を販売する出店者のみ）
　② 移動販売車の図面又は外装写真
　③ 車検証
　④ 運転免許証
　⑤ 生産物賠償責任保険加入証書【食品営業賠償共済など】

2　出店料金・支払い

・出店料金は、以下のとおりとなります。
　① １台　15,000円（税込）
　　※１ 長沼町以外の自治体の特産品の販売についてはご遠慮願います。
　　※２ 店舗の目立つ場所（店舗の正面・のぼり設置・看板など）で食材のＰＲをすること。
　　※３ 応募状況によって、必ず出店ができることをお約束するものではありません。
・出店料金の支払いは、申し込み時に現金でお支払いいただきます。現金以外での精算はできませんのでご了承ください。なお、納入された出店料は、事情を問わず一切返還いたしません。

3　出店の許可について

・出店許可時間は 10:00 ～ 16:00 までの間とします。
・出店許可場所は 現場にて係員から説明します。
・出店にあたり提出していただく必要書類が不備などで提出できない場合、提出が完了するまで出店はできません。
・食品を提供する場合、生産物賠償責任保険への加入を出店許可の条件とします。

4　場所の提供及び機材等の貸し出し

・提供できるのはブース（場所）のみです。貸し出しできる機材等は一切ありません。

5　出店ブースの利用について

・出店者は、ながぬまマオイ夢祭り実行委員会（以下、「委員会」）の指示により決められたブースにて展開を行ってください。
・出店場所の指定はできません。
・看板等は、許可されたブース内でのみ展開ができます。

・出店者がテーブル等の持ち込みを希望する場合は事前に委員会まで連絡してください。持ち込み資材の可否については出店スペース等を考慮し決定します。その場合、出店者が必ず持ち込み資材の設営・撤去、強風時の対策（重り等の用意）を行ってください。
・看板・ポスター・ポップ・書類等の作成、店舗装飾用具などの制作を委員会では一切行ないません。
・出店権利の第三者譲渡・貸与は禁止します。出店者は委員会より提供された出店ブースを、有償・無償に関わらず第三者に譲渡・貸与及び出店者同士で交換することはできません。
・営業終了後は出店ブースの原状復帰に努めてください。飲食物等により出店スペースが汚れた場合は出店者が責任を持って清掃をしてからお帰りください。

6　取扱品目と販売価格について

・委員会では出店者間におけるバッティング（以下、商材被り）は基本的に配慮いたしません。
・販売価格については、一般的に適正な価格と思われる範囲内にて設定してください。
・取扱品目は事前に届け出るものとし、届け出のなかった品目の提供を発見した場合は対象品目を提供禁止とします。
・取扱品目に変更のあった場合は、その都度、届け出をしてください。

7　車両の入場・退出

・車輌の入場・退出は、委員会が指定する時間迄に行ってください。
・けん引タイプのキッチンカーを使用の場合、ブースにトレーラー設置後、けん引側の車両は退出していただきます。
・車両の入場・退出時は、安全を最優先に時速10Km以下の徐行運転を義務付けます。

8　接客マナー

・出店者は、接客態度やサービスについては十分なご配慮をお願いします。
・お客様からのクレームが多数寄せられた場合、即時営業を停止、又は以後の出店をお断りする場合があります。
・出店ブース内での飲酒や喫煙は禁止します。

9　ゴミ清掃の実施・衛生面・安全対策

・出店ブースの清掃は、営業終了後に必ず行ってください。
・商品の提供によりゴミが発生する場合ゴミの回収を義務付けます。回収したゴミは必ずお持ち帰りください。
・手洗いや消毒の徹底、清潔感のある服装など衛生面に十分配慮してください。また社会情勢に合わせた対策を徹底して行ってください。
・行列等が発生した場合は整列の指示など安全対策をとり、来場者に不快感を抱かせないよう対応してください。
・プロパンガス等の火器を使用する場合は、必ず2m以上距離を置き消火器をご用意ください。

10 電源・給排水について

・会場に電源はありません。電源が必要な場合は各自で発電機などを持参してください。
・給水は敷地内では一切できません。必要な場合は持参してください。
・冷却用などで使用した水は排水溝に捨てても構いませんが、調理等で使用した雑排水は持ち帰りください。
・敷地内での洗い物は指定の流しで実施してください。トイレ等での調理器具・その他の洗浄は一切禁止します。

11 営業許可関係

・保健所より交付された営業許可書は、営業中必ず掲示してください。
・出店の際、食品衛生責任者の資格を有するスタッフが必ず現場に常駐するようにしてください。
・申請し許可された本人以外の出店は認めません（法人の場合は代表者名でも可）
・過去に食品衛生法、またはこの法律に基づく処分を受けた事がある方はお断りします。出店後に発覚した場合、即時に営業停止とすることがあります。
・暴力団員等または暴力団密接関係者の出店はお断りいたします。出店後に発覚した場合、即時営業を停止、又は登録を取り消し、以後全ての日程の営業を停止します。
・キッチンカー出店者は、申請し許可された車両のみを会場内に乗り入れて営業できるものとします。
・移動販売車（キッチンカー）のみの営業としますので、テント等での販売は認めません。

12 車両事故、衛生面での事故、その他トラブル

・車両事故や飲食物販売に関する事故が発生した場合は、全て自己の費用負担において賠償していただきます。
・食品の取り扱いについては、食品衛生法及び関連法令の法規定・衛生基準を遵守し、監督官庁の指示に従うだけでなく、出店各自が自主責任として食中毒や感染症、事故、苦情等が発生しないように十分注意してください。
万が一、事故等が発生した場合は、速やかに委員会に報告し、協議の上、出店者自らの責任と費用を持って 事後対応をしてください。
・出店商品などの管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし 天災地変・盗難・紛失・火災・損傷・事故などに対して、委員会はその損害を補償しません。

13 その他、違反行為

・他の出店者の営業及び利用者の妨げとなる迷惑行為等は禁止します。
営業条件を遵守できない場合は、委員会の判断により即時営業を停止させ、来年度以後の営業を禁止することがあります。なお、上記により営業を停止させることによって当該出店者が被る損害について、委員会ではこれを補償いたしません。
・利用者、他の出店者間においては健全な関係性を保つよう努めてください。トラブルにおいては、内容を精査した上で、場合によっては厳重な処分をもって対応いたします。
・出店申し込みをした時点で、出店者の紹介・出店する商品・当日の様子をおさめた写真等を、委員会や委員会に属する団体が管理するSNSへ掲載することについて承諾したものとします。（催事・イベント等の紹介として発信する場合があります）
・本規約に定めのない事項、または本規約の履行にあたり疑義を生じた事項は、協議の上解決をはかるものとします。

14 免責事項

・委員会は必要が生じた時点で当規約を自由に変更できるものとし、規約の変更に伴い出店者に不利益・損害が発生した場合でも、その責任を一切負いません。
・規約改定があった場合、すみやかに通知・公表を行います。通知・公表後に出店された場合には、内容を承諾いただいたものとみなします。

・天災地変、その他不可抗力等により、委員会より営業中止を指示する場合があります。その際に発生した費用・仕込み・売上等に関する費用の補償はいたしません。
・SNS（インスタグラム・ブログ等）による言動には責任を持ち、伝聞や憶測による投稿などは行わないよう十分注意して発信してください。出店者の情報発信によるトラブル等について委員会は一切責任を持ちませんので、出店者自らの責任において事後対応してください。
・出店者が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって委員会及び会場（長沼町総合公園）に損害を与えた場合、委員会及び公園管理者（長沼町）は当該出店者に対して相応の損害賠償等の請求ができるものとします。

附　則

1　この規約は、令和５年７月５日から施行する。